

三次市会計年度任用職員受験案内

職種の概要	<p>放課後児童支援員</p> <p>家庭や地域と連携して児童の自主性・社会性・創造性の向上や基本的な生活習慣の確立等を図るため、必要な支援を行うことを目的として放課後児童クラブに設置される職で、三次市放課後児童クラブの運営・施設管理や児童の健全な育成に必要な活動・支援を担います。</p>
募集人数	週32時間45分勤務：40人程度，週25時間勤務：10人程度
申込受付期間	令和5年1月27日（金）午前8時30分から 令和5年2月9日（木）午後5時15分まで
業務内容	小学校及び関係機関と連携し、児童の遊びの指導や生活指導及び必要な施設管理等を行います。（災害時の緊急対応や応援勤務の可能性有）
受験資格	<p>次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年4月1日に採用可能である人 2 パートタイム（週32時間45分または週25時間）のシフト勤務が可能である人（※長期休業中は、週38時間45分までとなります） 3 次のいずれかの要件を満たし、都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了した人（新たに採用された日から起算して1年以内に当該研修を修了すると見込まれる人を含みます） <ol style="list-style-type: none"> (1) 教諭免許，保育士資格，社会福祉士資格のいずれかを持つ人 (2) 学校教育法の規定による大学・大学院若しくは外国の大学で、社会福祉学，心理学，教育学，社会学，芸術学，体育学のいずれかを専修する学科か課程を修めて卒業した者又は同法102条2項の規定により大学院への入学が認められた人 (3) 高等学校を卒業した人又はこれに準ずる人で、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した人 (4) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した人 <p>※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
受験手続	<ol style="list-style-type: none"> 1 提出書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 (2) 資格証（受験資格3の(1)に該当する場合のみ） 受験資格3の(1)に該当する場合は、受験資格を満たすことが分かる書類の写しを提出してください。 また、放課後児童支援員認定資格研修修了証をお持ちの方は持参してください。教育委員会で複写し、当日返却します。 2 提出方法・期限 <ol style="list-style-type: none"> (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下

	に赤字で「採用試験申込（放課後児童支援員）」と書き，裏に差出人の住所・氏名を明記し，郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。																																												
試験	面接試験（個人ごとの面接による口述試験，約10分） ※日時・場所について，受験申込者に別途連絡します。																																												
審査・合格～採用	審査	合格については，面接試験，書類選考等による総合的な審査により決定します。																																											
	合格発表	合格発表の時期は，試験当日にお知らせします。受験者全員に合格の結果を文書で通知します。なお，電話等での合格の問い合わせにはお答えできません。																																											
	名簿登載（職種別）	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は，令和6年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。																																											
	採用決定	採用候補者名簿登載者を令和5年4月1日に採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。																																											
個人情報の取扱い	履歴書（申込書）等に記載された個人情報については，この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。																																												
主な勤務条件	任用期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ※条件付採用期間有																																											
	勤務場所	三次市内放課後児童クラブ（異動の可能性有）																																											
	勤務時間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>週勤務時間</th> <th>期別</th> <th>日</th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">週32時間45分</td> <td>通常期</td> <td>-</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>繁忙期</td> <td>-</td> <td>C</td> <td>C</td> <td>C</td> <td>C</td> <td>C</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">週25時間</td> <td>通常期</td> <td>-</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>繁忙期</td> <td>-</td> <td>C</td> <td>C</td> <td>C</td> <td>C</td> <td>C</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table>	週勤務時間	期別	日	月	火	水	木	金	土	週32時間45分	通常期	-	A	A	A	A	A	B	繁忙期	-	C	C	C	C	C	C	週25時間	通常期	-	A	A	A	A	A	-	繁忙期	-	C	C	C	C	C	C
		週勤務時間	期別	日	月	火	水	木	金	土																																			
	週32時間45分	通常期	-	A	A	A	A	A	B																																				
		繁忙期	-	C	C	C	C	C	C																																				
	週25時間	通常期	-	A	A	A	A	A	-																																				
		繁忙期	-	C	C	C	C	C	C																																				
	勤務時間	※勤務時間 A：午後1時30分から午後6時30分まで B：午前8時00分から午後6時30分までの間につき1日あたり7時間45分勤務 C：午前8時00分から午後6時30分までの間につき1日あたり7時間45分までの勤務 ※1日あたり6時間を超える勤務の場合は休憩60分有 ※繁忙期は，学年始，夏季，冬季，学年末等の学校休業期間 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有																																											
	休日	日曜日，祝日，年末年始（12/29～1/3） ※振替有 ※繁忙期は，週勤務時間の割振りによっては指定休有																																											
休暇制度	年次有給休暇，特別休暇（有給・無給）ほか																																												
給料・報酬	（福祉職給料表1-19号給） 週32時間45分勤務：月額155,932円～ 週25時間勤務：月額119,032円～ ※経験年数加算規定有（経験1年未満は加算対象外）																																												
手当制度	時間外勤務報酬，休日勤務報酬，通勤手当（費用弁償），期末手当ほか																																												
福利厚生	健康保険（市町村職員共済組合短期組合員），厚生年金保険，雇用保険，災害補償等																																												
職務	地方公務員法第30条から第37条の規定が適用されます。																																												
分限・懲戒	地方公務員法第28条（分限）及び第29条（懲戒）の規定が適用されます。																																												

申 込 ・ 問 合 せ 先	〒728-8501 三次市十日市中二丁目 8 番 1 号 三次市教育委員会事務局文化と学びの課教育総務係（市役所本館 5 階） TEL 0824-62-6182 FAX 0824-62-6288 受付時間：月～金曜日（祝日を除く）の 8：30～17：15
------------------	--

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は，その規定に従います。